

ヒアリング資料(大澤事務所株)

(意見の提出した理由)

1. 登記事項証明書の交付等事務は、以前より外郭団体が請け負っているもので、民間企業でも十分に請け負える事務分野である。民間企業が登記事項証明書の交付等事務を行うことで、事務範囲が明確になるとともに、利用者に対する利便性向上と、新たな市場の創造及び経済活動の活性化を期待できる。

(情報の開示)

1. 各法務局別の現在の委託状況(予算、人員数、業務の範囲など)
2. 民事法務協会との委託契約内容
3. 民事法務協会の法務省職員(退職者を含む)の受け入れ人数
4. 民事法務協会における正職員、契約職員の内訳(人数、業務別の内訳等を含む)
5. 今回の市場化テストの実施において、財団法人民事法務協会が民間企業に含まれるのか否かの行政側の見解

(入札参加資格)

1. 登記相談などの高度な知識や経験が必要とされる業務においては、実務経験者及び管理経験者を配置すべきであるが、登記事項証明書の交付等事務においては必要なし

(入札期間)

1. 公告、説明会から提案書の提出まで2ヶ月の期間が妥当

(引継期間)

1. 2ヶ月が妥当

(創意工夫について)

1. 窓口に来た人が地番・家屋番号等が分からなくても、住宅地図、公図等を参考にしながら住居表示より地番・家屋番号等を代理で調べる有料サービスの実施

(留意する点)

1. 個人情報保護の徹底
2. 業務に対する利用者の信頼性確保